

## 平成28年度 多治見市水質検査計画

## 1. 水質検査計画に関する基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

## 検査地点

多治見市では、適切な水道水の管理を行うため、水質基準が適用される9地点の公園等の蛇口（給水栓水）で採水をし、水質検査を行います。

## 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した水質管理目標設定項目について行います。

水質管理目標設定項目とは、水質基準には至らないが、水道水で検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき物質（項目）として位置づけられています。

## 検査頻度

水質基準項目の検査は、水道法及び本市の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

水質管理目標設定項目の検査は、項目に応じて頻度を設定し検査を実施します。

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。

## 2. 水道事業の概要

多治見市の水道は、県営東部広域水道事務所の中津川浄水場で作られた浄水（水道水）を虎溪山・元町・滝呂・笠原で、中津川浄水場と川合浄水場で作られた浄水（水道水）を小名田で受水し、計5箇所ですべて受水しています。

市内（給水区域）へは、6箇所の送水ポンプ場と18箇所の配水池、1箇所の配水場から市内全域に給水しています。

## 給水状況

- ・給水区域 多治見市行政区域（91.24 km<sup>2</sup>）の内、笠原町の一部除く  
86.37 km<sup>2</sup>
- ・給水人口 113,681人（平成26年度末）
- ・普及率 99.82%（平成26年度末）
- ・一日最大配水量 38,073 m<sup>3</sup>（平成26年度末）
- ・一日平均配水量 35,118 m<sup>3</sup>（平成26年度末）

## 水源の名称及び種別

中津川浄水場（水源：木曾川、表流水）

## 浄水場の名称及び浄水方法

凝集沈でん、急速ろ過（マンガン砂）、塩素消毒

川合浄水場（水源：木曾川、表流水）

凝集沈でん、急速ろ過（マンガン砂）、塩素消毒

## その他必要な事項

管路は、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管、鋳鉄管、鋼管で構成されています。

### 3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

#### 原水水質状況

木曽川水系で「水質汚濁に係る環境基準」のAA類型に指定されており、水質は良好です。

#### 浄水水質状況

多治見市内に配水される水道水は、東部広域水道から全量受水していますので、浄水水質については、東部広域水道にて管理されています。

※東部広域水道事務所の「水質検査計画」や中津川浄水場、川合浄水場等の水質検査結果については、岐阜県東部広域水道のホームページに掲載されています。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/iogesuido/suido/11664/>

### 4. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度

#### 定期水質検査

##### 検査地点（9地点）

- |            |                |                   |
|------------|----------------|-------------------|
| ① 甘原老人憩いの家 | （甘原町240-2）     | 〔虎溪山受水池系 富士見配水区〕  |
| ② 昭和幼稚園    | （平和町4-180）     | 〔元町受水池系 元町配水区〕    |
| ③ 市之倉下水処理場 | （市之倉町13-260-3） | 〔滝呂受水池系 市之倉配水区〕   |
| ④ 安土桃山陶磁の里 | （東町1-9）        | 〔滝呂受水池系 滝呂北配水区〕   |
| ⑤ 脇之島北第5公園 | （脇之島町5-7-24）   | 〔滝呂受水池系 脇之島配水区〕   |
| ⑥ 笠原浄化センター | （笠原町4614-1）    | 〔笠原受水池系 笠原低区配水区〕  |
| ⑦ 北小木水質監視所 | （北小木町462-1）    | 〔小名田受水池系 北小木配水区〕  |
| ⑧ 喜多町西遺跡公園 | （喜多町7-64）      | 〔小名田受水池系 高根西配水区〕  |
| ⑨ 共栄事務所    | （小名田町3-216）    | 〔小名田受水池系 旭ヶ丘南配水区〕 |

※水質検査項目、採水頻度は、別紙1～9に記載。

#### 毎日水質検査

毎日の水質検査については、水道法に基づき色、濁り、消毒の残留効果（残留塩素）を委託して毎日水質検査を実施します。

#### 水質管理目標設定項目検査

水質管理目標設定項目の検査は、給水過程で濃度が変化する**消毒副生成物**と**従属栄養細菌**を、使用する資機材からの溶出を確認するため**ニッケル及びその化合物**の水質検査を定期水質検査9地点で実施します。他の項目については、岐阜県東部広域水道の定期水質検査結果から判断します。

### 5. 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき。
- ②水源に異常があったとき。
- ③浄水過程に異常があったとき。
- ④市内で消化器系感染症が流行したとき。
- ⑤配水管の大規模な工事をしたとき。
- ⑥水質について使用者又は所有者から検査の請求があったとき。
- ⑦その他水道施設が著しく汚染されおそれがあるとき。

※検査項目については、基本的に一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目で実施します。その他の項目については異常等の状況により必要な項目を実施します。

## 6. 水質検査の方法

多治見市では、水質試験を行う施設を保有していないため、水道法第20条に基づく「厚生労働省登録検査機関」の内、国の外部精度管理調査の結果が「適正」評価であり、かつ水道GLP認定機関である検査機関に水質検査を委託し、安心して利用できる水道水の供給に努めています。

緊急時や臨時に実施する水質検査についても同じ検査機関で対応し、水質管理を行っています。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画に基づき水質検査を実施し、その結果は、水質基準との適合状況を含め多治見市水道課のホームページで公表します。

水質検査計画は毎事業開始前に作成し、多治見市水道課のホームページで公表します。

## 8. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

### ・水質検査結果の評価に関する事項

水質基準は水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水全てについて満たされる必要があります。従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

### ・水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてその都度改正します。

### ・水質検査の精度と信頼性保証に関する事項

お客様に信頼される水道水を供給するためには、水質検査結果の制度と信頼性の保証は極めて重要です。

水質検査委託機関の選定にあたりましては、水道水質検査結果優良試験所規範（水道GLP）認定水質検査機関とします。また、水質検査結果の根拠となる書類（採水運搬方法、分析日時及び分析を実施した検査員を示した資料、検量線のクロマトグラム並びに濃度計算書）等の提出により委託した水質検査の実施状況を確認します。

### ・関係者との連携に関する事項

多治見市では岐阜県東部広域水道からの浄水を受水しているため、これら関係機関と連絡を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整えています。

岐阜県及び厚生労働省が実施する水質に関する調査等への協力をするとともに、水質に関する情報の収集を図り、安全で安定した水道水の供給に努めます。

この水質検査計画についてのお客様のご意見をお寄せください。

お客様からのご意見は今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

お問い合わせ先及び宛先

多治見市 水道部 水道課

〒507-8703 多治見市日ノ出町二丁目15番地

TEL 0572-22-1111（代表）・0572-22-1213（直通）

Mail [suido@city.tajimi.lg.jp](mailto:suido@city.tajimi.lg.jp)

平成28年度水質管理目標設定項目検査項目一覧表

採水の場所	① 甘原老人憩いの家	(甘原町240-2)	(虎溪山受水池系 富士見配水区)
	② 昭和幼稚園	(平和町4-180)	(元町受水池系 元町配水区)
	③ 市之倉下水処理場	(市之倉町13-260-3)	(滝呂受水池系 市之倉配水区)
	④ 安土桃山陶磁の里	(東町1-9)	(滝呂受水池系 滝呂北配水区)
	⑤ 脇之島北第5公園	(脇之島町5-7-24)	(滝呂受水池系 脇之島配水区)
	⑥ 笠原浄化センター	(笠原町4614-1)	(笠原受水池系 笠原低区配水区)
	⑦ 北小木水質監視所	(北小木町462-1)	(小名田受水池系 北小木配水区)
	⑧ 喜多町西遺跡公園	(喜多町7-64)	(小名田受水池系 高根西配水区)
	⑨ 共栄事務所	(小名田町3-216)	(小名田受水池系 旭ヶ丘南配水区)

水道事業者名 : 多治見市

No.	水質管理目標設定項目	基準値 (mg/ℓ)	検査 回数	検査 計画	設定理由
目1	アンチモン及びその化合物	0.02	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目2	ウラン及びその化合物	0.002(暫定)	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目3	ニッケル及びその化合物	0.02	1回/年	8月	使用する資機材からの溶出を確認するため検査を実施します。
目4	削除				
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目6	削除				
目7	削除				
目8	トルエン	0.4	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目10	亜塩素酸	0.6	1回/年	8月	消毒副生成物は給水過程で濃度が変化するため検査を実施します。
目11	削除				
目12	二酸化塩素	0.6	-	-	消毒材として二酸化塩素を使用していないため検査は省略します。
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	1回/年	8月	消毒副生成物は給水過程で濃度が変化するため検査を実施します。
目14	抱水クロラール	0.02(暫定)	1回/年	8月	消毒副生成物は給水過程で濃度が変化するため検査を実施します。
目15	農薬類(注)	1	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目16	残留塩素	1	-	-	毎日検査で実施します。
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	-	-	定期水質検査で実施します。
目18	マンガン及びその化合物	0.01	-	-	定期水質検査で実施します。
目19	遊離炭酸	20	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	-	-	定期水質検査で全有機炭素(TOC)量を検査するため検査は省略します。
目23	臭気強度(TON)	3	-	-	定期水質検査で臭気を検査するため検査は省略します。
目24	蒸発残留物	30-200	-	-	定期水質検査で実施します。
目25	濁度	1	-	-	定期水質検査で実施します。
目26	pH値	7.5	-	-	定期水質検査で実施します。
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目28	従属栄養細菌	2000以下(暫定)	1回/年	8月	給水過程で濃度が変化するため検査を実施します。
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	-	給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目のため検査は省略します。※1
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1	-	-	定期水質検査で実施します。

※注1 給水過程で濃度が上昇(変化)しない項目については、東部広域水道事務所の水質検査結果で目標値に適合しているか判断します。





平成28年度 定期水質検査項目一覧表

採水の場所 ③ 市之倉下水処理場 (市之倉町13-260-3) [滝呂受水池系 市之倉配水区]

水道事業者名 : 多治見市

No.	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間最高値 (mg/l)			検査計画												検査回数	省略判定	設定理由	
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
2	大腸菌	不検出	検出されず	検出されず	検出されず	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
8	六価クロム化合物	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
9	亜硝酸性態窒素	0.04	-	0.004未満	0.004未満		○			○					○			4	×	過去3年間の検査結果がないため3ヶ月に1回検査を実施します。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.19	0.14	0.15					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.05	0.07	0.06					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	0.02	0.02未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
21	塩素酸	0.6	0.07	0.06未満	0.06未満		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
23	クロロホルム	0.06	0.03	0.024	0.017		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.004未満	0.005	0.003未満		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
25	ジプロモクロロメタン	0.1	0.001未満	0.002	0.001未満		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
27	総トリハロメタン	0.1	0.036	0.034	0.022		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.002未満	0.002未満	0.011		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
29	プロモジクロロメタン	0.03	0.006	0.008	0.005		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
30	プロモホルム	0.09	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	0.008未満	0.008未満		○			○					○			4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.001未満	0.001	0.002					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.02	0.03	0.02					○								1	△	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下のため1年に1回検査を実施します。	
34	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	0.01未満	0.01未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
35	銅及びその化合物	1.0	0.006	0.008	0.007					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	3.9	5.1	4.6					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
38	塩化物イオン	200	4.4	5.6	5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
39	カルシウム、マグネシウム等	300	16	20	18					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
40	蒸発残留物	500	44	56	51					○								1	△	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下のため1年に1回検査を実施します。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満					○								1	○	藻類の発生がないため3年に1回検査を実施します。※注1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満					○								1	○	藻類の発生がないため3年に1回検査を実施します。※注1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	0.005未満	0.002未満		○			○					○			4	-	過去検査値が1/5未満を検知できなかったため3ヶ月に1回検査を実施します。	
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満					○								1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.8	0.4	0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
47	pH値	5.8-8.6	7.4	7.1	7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
50	色度	5度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
51	濁度	2度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	

水道法施行規則第15条第1項第二号、第三号の規定に基づき、水質検査を実施する項目、採水の場所、検査の回数を記載します。さらに、同項第三号ハの規定に基づき検査回数を減じようとする場合には、その理由を記載します。

※注1 多治見市では上記規定により水質基準を十分に満足していることから、検査回数を3年に1回に緩和できる項目についても、水道水水質の安全確認のため1年に1回検査を実施しています。

平成28年度 定期水質検査項目一覧表

No.	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	過去3年間最高値 (mg/ℓ)			検査計画												検査 回数	省略 判定	設定理由		
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
2	大腸菌	不検出	検出されず	検出されず	検出されず	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
8	六価クロム化合物	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
9	亜硝酸性態窒素	0.04	-	0.004未満	0.004未満		○			○		○				○				4	×	過去3年間の検査結果がないため3ヶ月に1回検査を実施します。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.19	0.14	0.15					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.06	0.07	0.06					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	0.02	0.02未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
21	塩素酸	0.6	0.07	0.06未満	0.06未満		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
23	クロロホルム	0.06	0.031	0.024	0.016		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.004	0.005	0.003		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
25	ジプロモクロロメタン	0.1	0.001未満	0.002	0.001		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
27	総トリハロメタン	0.1	0.037	0.034	0.021		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.002未満	0.002未満	0.011		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
29	プロモジクロロメタン	0.03	0.006	0.008	0.005		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
30	プロモホルム	0.09	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	0.008未満	0.008未満		○			○		○				○				4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.001	0.002	0.002					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03	0.03	0.02					○										1	△	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下のため1年に1回検査を実施します。
34	鉄及びその化合物	0.3	0.02	0.01未満	0.01未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
35	銅及びその化合物	1.0	0.003	0.002	0.001					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
36	ナトリウム及びその化合物	200	3.9	5.2	4.7					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
38	塩化物イオン	200	4.3	5.4	5.4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
39	カルシウム、マグネシウム等	300	15	21	18					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
40	蒸発残留物	500	45	60	52					○										1	△	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下のため1年に1回検査を実施します。
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満					○										1	○	藻類の発生がないため3年に1回検査を実施します。※注1
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満					○										1	○	藻類の発生がないため3年に1回検査を実施します。※注1
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	0.005未満	0.002未満		○			○		○				○				4	-	過去検査値が1/5未満を検知できなかったため3ヶ月に1回検査を実施します。
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満					○										1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.7	0.5	0.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
47	pH値	5.8-8.6	7.5	7.1	7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
50	色度	5度	0.5未満	0.5未満	0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
51	濁度	2度	0.1未満	0.1未満	0.1未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。

水道法施行規則第15条第1項第二号、第三号の規定に基づき、水質検査を実施する項目、採水の場所、検査の回数を記載します。さらに、同項第三号ハの規定に基づき検査回数を減じようとする場合には、その理由を記載します。  
 ※注1 多治見市では上記規定により水質基準を十分に満足していることから、検査回数を3年に1回に緩和できる項目についても、水道水水質の安全確認のため1年に1回検査を実施しています。









平成28年度 定期水質検査項目一覧表

採水の場所 ⑧ 喜多町西遺跡公園 (喜多町7-64)

〔小名田受水池系 高根西配水区〕

水道事業者名 : 多治見市

No.	水質基準項目	基準値 (mg/l)	過去3年間最高値 (mg/l)			検査計画												検査回数	省略判定	設定理由
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
2	大腸菌	不検出	検出されず	検出されず	検出されず	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
8	六価クロム化合物	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
9	亜硝酸性態窒素	0.04	-	0.004未満	0.004未満		○			○					○		4	×	過去3年間の検査結果がないため3ヶ月に1回検査を実施します。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.22	0.17	0.19					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07	0.08	0.08					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.02未満	0.02	0.02					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
15	1・4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
16	シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	0.04	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
21	塩素酸	0.6	0.07	0.07	0.06未満		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
23	クロロホルム	0.06	0.034	0.025	0.016		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.004未満	0.004未満	0.004		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
25	ジプロモクロロメタン	0.1	0.001未満	0.002	0.001		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
27	総トリハロメタン	0.1	0.04	0.036	0.023		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.02未満	0.02未満	0.01		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
29	プロモジクロロメタン	0.03	0.006	0.009	0.006		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
30	プロモホルム	0.09	0.001未満	0.001未満	0.001未満		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	0.008未満	0.008未満		○			○					○		4	-	省略不可項目のため3ヶ月に1回検査を実施します。	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.001未満	0.001	0.003					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03	0.03	0.02					○							1	△	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下のため1年に1回検査を実施します。	
34	鉄及びその化合物	0.3	0.01未満	0.01未満	0.01未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
35	銅及びその化合物	1.0	0.001未満	0.001	0.001					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	3.8	4.9	5.5					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
38	塩化物イオン	200	4.2	5.9	6.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
39	カルシウム、マグネシウム等	300	15	23	23					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
40	蒸発残留物	500	46	60	58					○							1	△	過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下のため1年に1回検査を実施します。	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	0.005未満	0.002未満		○			○					○		4	-	過去検査値が1/5未満を検知できなかったため3ヶ月に1回検査を実施します。	
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満					○							1	○	過去3年間の検査結果が基準値の10分の1以下のため3年に1回検査を実施します。※注1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.8	0.5	0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
47	pH値	5.8-8.6	7.7	7.4	7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
48	味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
49	臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
50	色度	5度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	
51	濁度	2度	0.1未満	0.1未満	0.1未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	-	省略不可項目のため毎月検査を実施します。	

水道法施行規則第15条第1項第二号、第三号の規定に基づき、水質検査を実施する項目、採水の場所、検査の回数を記載します。さらに、同項第三号ハの規定に基づき検査回数を減じようとする場合には、その理由を記載します。  
 ※注1 多治見市では上記規定により水質基準を十分に満足していることから、検査回数を3年に1回に緩和できる項目についても、水道水水質の安全確認のため1年に1回検査を実施しています。

